

○ 稲川土地改良区個人所有車の借用規程

〔昭和48年1月19日
制 定〕

改正 昭和62年12月8日

（総則）

第1条 個人所有の自動車、バイク（以下「個人車」という。）を土地改良区業務のために運行することは原則として禁ずるものとする。ただし、事情止むを得ず個人車を業務のため使用しなければならないときは、土地改良区はその都度その個人車を借用し運行できるものとするが、その場合は、稲川土地改良区車両管理規程並びに自動車事故による懲戒規程に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

（改廃）

第2条 この規程の改廃は理事会の議決によって行う。

（個人車借用手続）

第3条 個人車を土地改良区業務のため借用する場合は必ず所定の手続を経た上でなければ使用することはできない。

- （1）借用年月日
- （2）使用目的
- （3）運転者氏名
- （4）その他必要事項を記入した借用願いを土地改良区に提出し、許可を得る。
- （5）土地改良区は内容を検討の上借入れが適切であることを認めた場合これを許可する。

（実費支払）

第4条 個人車を土地改良区業務のため借用した場合は土地改良区は次の基準によって算出した実費を所有車に支払うものとする。

（基準…走行キロ数×（1キロ当35円）＝支払額）

（借用者の条件）

第5条 個人車を借用にあたっては当該者が自賠責共済、搭乗者共済1,000万円、対物共済300万円、対人共済10,000万円以上加入してあるものでなければ借用することはできない。

第6条 前条による条件を具備したる個人所有車を借用運行中軽微（1回の修理料金10,000円未満）な故障により補修を要する場合はその補修料の一部を土地改良区が負担することができる。

附 則

この規程は昭和48年1月19日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附 則（昭和62年12月8日）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。